

# 精神障害者保健福祉手帳の更新手続きにおける 診断書の提出の猶予について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、診断書の取得のみが目的の通院を避けることができるよう、臨時的な取り扱いとして、診断書の提出が1年猶予されます。

## 1 対象者

現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳の有効期限が、令和2年3月1日から令和3年2月28日の間の方。

## 2 お手続きについて

診断書の提出の猶予によって、申請書のみでの更新申請が可能です。

ただし、現在お持ちの手帳の有効期限から1年以内に、別途診断書を提出する必要があります。提出がない場合は、手帳は無効となりますのでご注意ください。

## 3 自立支援医療（精神通院医療）との同時申請について

自立支援医療（精神通院医療）は、受給者証の有効期間が令和2年3月1日から令和3年2月28日の間に満了する場合、手続きは不要で有効期間が1年延長になるため、手帳と同時に更新をご希望の場合の申請は、次のとおりとなります。

### （1）診断書の提出猶予を受ける場合

⇒手帳の申請のみで、自立支援医療（精神通院医療）の申請は不要です。

### （2）定期的な通院で手帳用診断書の取得が可能な場合

⇒手帳の申請と併せて自立支援医療（精神通院医療）もご申請ください。

## 4 その他

- ・新規申請及び等級変更申請は、診断書の提出猶予はありません。
- ・定期的な通院で診断書の取得が可能な場合や、障害者年金の情報照会による申請をご希望の場合には、通常どおりお手続きください。
- ・診断書の提出猶予後に、改めて診断書が提出された際に、等級変更の必要が生じた際は、診断書の提出日から変更後の等級が適用されます。
- ・申請は郵送で行うことができます。

ご不明な点がございましたら、お住まいの区の区役所福祉課又は支所区民福祉課へご相談ください。